

第 63 号議案

公有水面埋立免許について意見を述べる件（中央区波止場町及び新港町地先）

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、神戸港港湾管理者から中央区波止場町及び新港町地先公有水面埋立免許について、次のとおり市長の意見を求められたので、「当該公有水面埋立については、異議ない。」と回答する。

令和7年9月2日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神 港 経 第 3 4 6 号

令 和 7 年 7 月 22 日

神戸市長 様

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長

神戸港港湾区域内の公有水面埋立てについて（照会）

令和7年7月22日付けで、神戸市から、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、別添のとおり公有水面埋立免許の出願がありましたので、同法第3条第1項の規定に基づき貴意を得たく照会いたします。

なお、同条第4項の規定に基づき議会の議決を経て、議決書の写しを添えて、4箇月以内に回答されるようお願いいたします。

別添

1 出願の要領

(1) 出願人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア 出願人の名称

神戸市

イ 出願人の住所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

ウ 代表者の氏名

神戸市長 久元 喜造

(2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

ア 埋立区域

(7) 位置

1) 全体

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面

2) 第1工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地の地先公有水面

3) 第2工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物

揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面

(イ) 区域

1) 全体

次の①の地点から⑮の地点までを順次結んだ線及び⑮の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（K.P. + 1.68m）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

ただし、一般国道2号（神戸浜手バイパス）の橋脚部（aの地点（基点から215度12分08秒 249.75mの地点）からbの地点（基点から217度36分59秒 238.74mの地点）を通りaの地点に至る令和6年秋分の満潮位（K.P. + 1.68m）における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域及びcの地点（基点から224度54分54秒 293.40mの地点）からdの地点（基点から227度10分13秒 283.62mの地点）を通りcの地点に至る令和6年秋分の満潮位（K.P. + 1.68m）における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域）を除く。

- ①の地点 基点（街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から205度05分25秒
234.42mの地点
- ②の地点 基点から205度46分14秒
236.00mの地点
- ③の地点 基点から206度08分57秒
233.32mの地点
- ④の地点 基点から226度29分16秒
317.27mの地点
- ⑤の地点 基点から226度03分30秒
319.25mの地点
- ⑥の地点 基点から226度40分59秒
323.49mの地点
- ⑦の地点 基点から227度06分39秒
321.54mの地点

- ⑧の地点 基点から230度50分21秒
350.59mの地点
- ⑨の地点 基点から230度25分36秒
352.39mの地点
- ⑩の地点 基点から230度39分03秒
354.33mの地点
- ⑪の地点 基点から232度40分03秒
345.77mの地点
- ⑫の地点 基点から232度35分21秒
345.07mの地点
- ⑬の地点 基点から252度55分08秒
294.75mの地点
- ⑭の地点 基点から252度57分27秒
295.58mの地点
- ⑮の地点 基点から254度06分07秒
294.23mの地点

2) 第1工区

次の④の地点から⑮の地点までを順次結んだ線及び⑮の地点と④の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（K.P. +1.68m）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

- ④の地点 基点（街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から190度31分04秒
112.24mの地点
- ③の地点 基点から250度13分39秒
298.45mの地点
- ⑬の地点 基点から252度55分08秒
294.75mの地点
- ⑭の地点 基点から252度57分27秒
295.58mの地点

⑮の地点 基点から254度06分07秒

294.23mの地点

3) 第2工区

次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び⑭の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（K.P. + 1.68m）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

ただし、一般国道2号（神戸浜手バイパス）の橋脚部（aの地点（基点から215度12分08秒 249.75mの地点）からbの地点（基点から217度36分59秒 238.74mの地点）を通りaの地点に至る令和6年秋分の満潮位（K.P. + 1.68m）における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域及びcの地点（基点から224度54分54秒 293.40 mの地点）からdの地点（基点から227度10分13秒 283.62mの地点）を通りcの地点に至る令和6年秋分の満潮位（K.P. + 1.68m）における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域）を除く。

①の地点 基点（街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から205度05分25秒

234.42mの地点

②の地点 基点から205度46分14秒

236.00mの地点

③の地点 基点から206度08分57秒

233.32mの地点

④の地点 基点から226度29分16秒

317.27mの地点

⑤の地点 基点から226度03分30秒

319.25mの地点

⑥の地点 基点から226度40分59秒

323.49mの地点

⑦の地点 基点から227度06分39秒

321.54mの地点

- ⑧の地点 基点から230度50分21秒
350.59mの地点
- ⑨の地点 基点から230度25分36秒
352.39mの地点
- ⑩の地点 基点から230度39分03秒
354.33mの地点
- ⑪の地点 基点から232度40分03秒
345.77mの地点
- ⑫の地点 基点から232度35分21秒
345.07mの地点
- ⑬の地点 基点から250度13分39秒
298.45mの地点
- ⑭の地点 基点から190度31分04秒
112.24mの地点

(ウ) 面積

第1工区	7,712.28平方メートル
第2工区	24,278.36平方メートル
合計	31,990.64平方メートル

イ 埋立てに関する工事の施行区域

(ア) 位置

1) 全体

神戸市中央区波止場町46番地の地先公有水面並びに同区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町74番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面及び同地内

2) 第1工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地の地先公有水面及び同地内

3) 第2工区

神戸市中央区波止場町46番地並びに同区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地の地先公有水面並びに同区新港町68番地並びに同区新港町74番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面及び同地内

(イ) 区域

1) 全体

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から212度55分33秒

518.03mの地点

イの地点 基点から215度42分28秒

486.31mの地点

ウの地点 基点から223度08分04秒

409.81mの地点

エの地点 基点から229度50分45秒

370.61mの地点

オの地点 基点から239度37分10秒

337.99mの地点

カの地点 基点から255度52分11秒

306.84mの地点

キの地点	基点から254度46分07秒 279.87mの地点
クの地点	基点から253度59分36秒 280.72mの地点
ケの地点	基点から250度38分55秒 225.41mの地点
コの地点	基点から194度28分22秒 65.40mの地点
サの地点	基点から185度38分18秒 168.88mの地点
シの地点	基点から185度47分07秒 173.13mの地点
スの地点	基点から207度06分26秒 204.55mの地点
セの地点	基点から204度14分01秒 220.94mの地点
ソの地点	基点から202度53分53秒 229.69mの地点
タの地点	基点から205度05分25秒 234.42mの地点
チの地点	基点から200度53分21秒 265.74mの地点
ツの地点	基点から194度36分41秒 336.08mの地点
テの地点	基点から211度15分58秒 389.35mの地点
トの地点	基点から206度55分34秒 438.00mの地点
ナの地点	基点から205度09分35秒

430.58mの地点

ニの地点 基点から202度50分42秒

466.25mの地点

2) 第1工区

次の各点を順次結んだ線及びヌの地点とネの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

ヌの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から251度15分32秒

312.54mの地点

カの地点 基点から255度52分11秒

306.84mの地点

キの地点 基点から254度46分07秒

279.87mの地点

クの地点 基点から253度59分36秒

280.72mの地点

ケの地点 基点から250度38分55秒

225.41mの地点

コの地点 基点から194度28分22秒

65.40mの地点

ネの地点 基点から188度28分15秒

111.72mの地点

3) 第2工区

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から212度55分33秒

518.03mの地点

イの地点 基点から215度42分28秒

486.31mの地点

ウの地点	基点から223度08分04秒 409.81mの地点
エの地点	基点から229度50分45秒 370.61mの地点
オの地点	基点から239度37分10秒 337.99mの地点
ヌの地点	基点から251度15分32秒 312.54mの地点
ネの地点	基点から188度28分15秒 111.72mの地点
サの地点	基点から185度38分18秒 168.88mの地点
シの地点	基点から185度47分07秒 173.13mの地点
スの地点	基点から207度06分26秒 204.55mの地点
セの地点	基点から204度14分01秒 220.94mの地点
ソの地点	基点から202度53分53秒 229.69mの地点
タの地点	基点から205度05分25秒 234.42mの地点
チの地点	基点から200度53分21秒 265.74mの地点
ツの地点	基点から194度36分41秒 336.08mの地点
テの地点	基点から211度15分58秒 389.35mの地点
トの地点	基点から206度55分34秒

438.00m の地点

ナの地点 基点から205度09分35秒

430.58m の地点

ニの地点 基点から202度50分42秒

466.25m の地点

(ハ) 面積

第1工区 9,672.16平方メートル

第2工区 58,257.91平方メートル

合計 67,930.07平方メートル

(3) 埋立地の用途

交流厚生用地、緑地

(4) 出願の年月日

令和7年7月22日

2 添付書類

公有水面埋立免許願書（写し）

理 由

公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

公有水面埋立法 ぬきがき

第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ）ノ免許ヲ受クヘシ

2 前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

(1) 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所

(2) 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域

(3) 埋立地ノ用途

(4) 設計ノ概要

(5) 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

3 略

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2、3 略

4 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(参考 2)

港湾法 (昭和25年法律第218号) むきがき

(他の法令との関係)

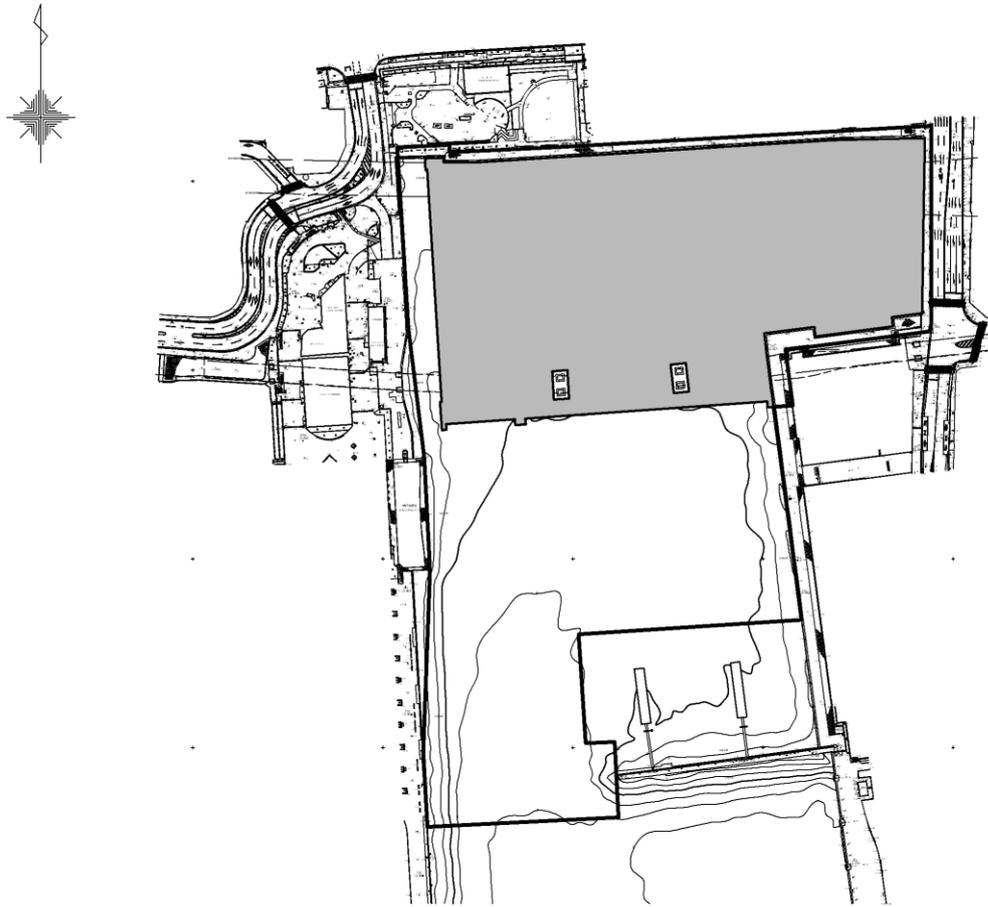
第58条 略

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事 (地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。) の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者 (河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者) が行う。

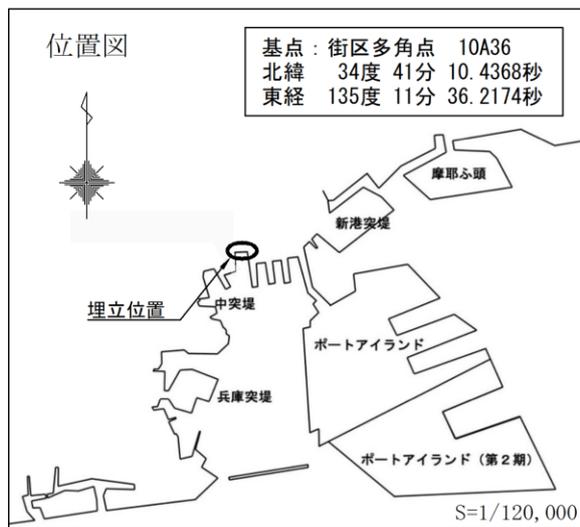
3、4 略

(議案参照図)

中央区波止場町及び新港町地先公有水面埋立区域図



S=1/4, 000



凡 例		
	免許に係る 埋立区域	31, 990. 64 平方メートル
	埋立てに関する 工事の施行区域	67, 930. 07 平方メートル